

大田区における障害福祉サービス等の状況

資料 4

令和 5 年 12 月
福祉部障害福祉課

1 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。障がいの程度により 1 級から 3 級（1 級が最重度）にわかれています。
有効期間（2 年間）があるため、継続するためには 2 年ごとに更新の手続きが必要になります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】

各年度 3 月末日現在

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	242	262	267	299	336
2 級	2,349	2,507	2,553	2,769	2,984
3 級	2,399	2,615	2,722	3,092	3,569
総数	4,990	5,384	5,542	6,160	6,889
前年度比		107.89%	102.93%	111.15%	111.83%

2 自立支援医療費(精神通院医療)

精神障がいにより精神科病院等に通院している場合に、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度です。原則として医療費の 1 割が自己負担となりますが、所得に応じて負担上限額が設定されています。

ただし、所得によって対象とならない場合や、一定の要件を満たす方に全額が助成される場合もあります。有効期限が 1 年間となっているため、継続するためには手続きが必要になります。

なお、令和 2 年度は、前年度における新型コロナウイルス感染症による有効期間の特例的取扱い（1 年延長）があったため、通常の申請を含めて申請人数が少なくなっています。

【自立支援医療費（精神通院医療費）申請者の状況】

各年度 3 月末日現在

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人数	15,219	15,860	10,156	18,089	19,589
前年度比	106.28%	104.21%	64.03%	178.11%	108.29%

3 障害者総合支援法によるサービス

利用にあたっては、地域健康課に相談、申請のうえ、地域福祉課での支給決定（受給者証の交付）が必要になります。サービスによっては、障害支援区分の判定が必要となります。

(1) 障害福祉サービス(一部抜粋)

() 内は、障がいの特定なし及び精神障害者対応数

給付の種類	サービス名	内 容	区内事業所数
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。	126 (99)
	行動援護	行動に著しい困難を有する方に、外出時において移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。	9 (5)

	短期入所	介護を行う方の疾病その他の理由により、居宅で介護を受けることが一時的に困難になった場合に、指定の障がい者(児)施設などに短期間入所して必要な支援を受けることができます。	9 (2)
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。	5 (3)
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	14 (13)
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	3 (3)
	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	30 (17)
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。	13 (12)
	自立生活援助	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	5 (5)
	共同生活援助(グループホーム)	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、相談や日常生活の援助を行います。	126 (29)
地域相談支援給付	地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。	7 (7)
	地域定着支援	居宅において単身で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。	6 (6)

(2)地域生活支援事業等

()内は、障がいの特定なし及び精神障害者対応数

サービス名	内 容	区内事業所数		
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。	84 (54)		
地域活動支援センター (精神障害者対象)	障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援をします。事業形態によりⅠ、Ⅱ、Ⅲ型が設定されています。	9 (7)		
	施設名	所在地	電話番号	
Ⅰ型	かまた生活支援センター	西蒲田 4-4-1	03-5747-1657	
	こうじや生活支援センター	東糞谷 1-14-14	03-5705-0738	
Ⅱ型	サポートネット久が原	久が原 3-32-12	03-6410-2502	
	サポートネット糞谷	東六郷 2-8-19	03-6314-5097	
	シーエス・アデイ	南久が原 2-33-4	03-3757-7817	
	雪谷工房	石川町 2-8-2 田村ビル 301	03-3720-2878	
Ⅲ型	糞谷作業所	本羽田 1-18-21 日興ビル 201	03-6319-7458	

4 精神障害者地域生活安定化支援事業

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう次の事業内容について補助事業として実施しています。

- (1) 入院中の精神障がい者の地域移行支援に係る事業
- (2) 精神障がい者の家族支援に係る事業
- (3) ピアサポートの活用に関する事業